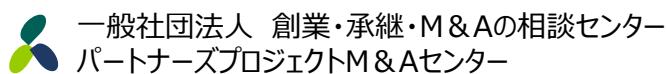


仲介業務等に関する報酬表



着手金 月額報酬

- 原則なし（定期的に情報提供をご希望の場合は別途ご相談となります）

基本合意報酬

- 成功報酬の20%(但し、最低額は100万円とします。)
仲介が成約した場合には成功報酬に含めます。

成功報酬

I M&A（買収、合併等の資本提携や事業譲受等）仲介の場合

取引金額	手数料率
3千万円以下の部分	6%
3千万円超～5千万円以下の部分	5%
5千万円超～1億円以下の部分	4%
1億円超～3億円以下の部分	3%
3億円超	2%

ただし、仲介手数料の最低額は300万円となります。

[取引金額についての留意事項]

- 株式の売買価額と譲渡企業の時価総資産額（営業権を含む）の平均額となります。

(計算例) 株式の売買価額 6千万円 譲渡企業の時価総資産額 1億円

$$\text{取引金額}8\text{千万円} \rightarrow (6\text{千万円}+1\text{億円}) \div 2$$

$$3\text{千万円} \times 6\% = 1,800,000 \text{ 円}$$

$$2\text{千万円} \times 5\% = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$3\text{千万円} \times 4\% = 1,200,000 \text{ 円}$$

$$\text{合計 } 4,000,000 \text{ 円}$$

なお、M&Aの実行にあたって、株主の整理や規定の見直し、合併・会社分割・株式移転・株式交換等の組織再編行為を事前に行う必要がある場合には、スキームの複雑性等を勘案し、上記成功報酬以外別途手続費用が発生いたします（下記 II 参照）。

II 合併・会社分割・株式交換・株式移転等の組織再編手続の場合

企業規模や、形態、案件の複雑性等に応じて個別に見積りさせていただきます。

その他留意事項

- 以下の項目については上記報酬に含まれておりません

買収監査（デューデリジェンス）、特殊な市場調査、企業価値算定費用

登記費用、印紙、登録免許税等のM&Aの実施によって発生する税金、諸費用

弁護士、不動産鑑定士、公認会計士、税理士等の専門家費用の実費

遠隔地でのマッチング立会における旅費相当額

- 上記報酬表は当社団で仲介業務を実施する場合の報酬金額となります。他社からの紹介による

仲介や、当社団から提携他社へ紹介した場合には別途見積となります

(注) 上記金額には別途消費税がかかります。